

市営墓地管理料の減額について

1 対象者

墓地使用者が次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する方
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方

2 減額適用後の管理料

1 平方メートルにつき 9 9 5 円

※ 申請があった日（以下、「申請日」という。）が属する年度の管理料にのみ適用します。

3 必要書類

- (1) 管理料減額申請書
- (2) 「生活保護受給証明書」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書」

※ 証明書は、申請日が属する年度（4月1日～翌年3月31日）内に交付されたものを御提出ください。

※ 各種証明書の発行に関する御質問は、お住まいの自治体の担当窓口（京都市の場合は各区役所・支所の保健福祉センター（旧福祉事務所））に御相談ください。

4 書類送付先及びお問合せ先

〒 6 0 4 - 8 5 7 1

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 北庁舎 3 階

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課 管理担当

電話 0 7 5 - 2 2 2 - 3 4 3 3